

2017年7月18日

## クレーン倒壊事故の住民説明会と 高浜3・4号機の再稼働中止を求める緊急要請書

～6月14日規制庁交渉を踏まえて～

規制庁の回答：

「規制庁は、関電の対策は保安検査では確認しない」

「風だけでなく、地震によるクレーン倒壊の評価・対策は、関電がやるべき」

南丹市長 佐々木稔納 様

日頃より南丹市住民の安全な暮らしを守るためにご尽力いただき、ありがとうございます。

1月20日に起こったクレーン倒壊事故は、高浜原発1・2号機の40年超え寿命延長工事の最中でした。京都府や30km圏内の京都府7市町自治体等では、関電の安全管理のずさんさに強い批判が出ています。それにも関わらず関電は、福井県知事と高浜町長の下承だけで、5月17日には高浜4号機の原子炉を起動し、続いて、6月6日には3号機の原子炉起動も強行しました。

京都府の協議会幹事会で関電に求められた通り、地震によるクレーン倒壊は、非常に重要な問題です。

そのため、私たちは、6月14日に参議院議員会館で、規制庁と交渉を行いましたので、お伝えします。以下の記述の通り高浜3・4号機は再稼働できる状況にはなく、安全審査上も大きな問題があることが明らかになりました。

規制庁は、「関電は、地震でクレーン倒壊した場合の電源車等可搬型重大対処設備の評価を実施すべき」と述べました。

地震によるクレーン倒壊の問題点について、高浜発電所に係る地域協議会で関電と国に説明を求めてください。市民にも説明会で説明するよう求めてください。

## [6月14日規制庁交渉で明らかになった問題点]

- (1) 高浜3・4号機の可搬型重大事故等対処設備（緊急対策所用の電源車や放水砲等）は、クレーン倒壊の範囲内に配置されている。
- (2) 関電が2月17日に規制庁に報告した「添付資料24」で示している「関電の対応手段」については、保安検査では確認しない。関電の裁量権でやるように、関電に任せている。
- (3) 電源車は審査上は4台必要という評価。しかし実際には1台で対応できる。  
（市民）1台の電源車は、燃料補給ができなければ14時間しかもたず、事故収束は不可能だという問いに対しては回答なし。
- (4) 関電が5月11日の京都府30km圏内7市町協議会幹事会で示した、「地震によるクレーン倒壊の評価」（下記の囲み）について、規制庁は聞いていない。
  - ・5月25日の議員レク以降も、何も聞いていない。

なお、総点検においては、地震時の転倒評価も下記のとおり実施している。

[クレーンの地震発生時の転倒耐力と原子力施設への影響]

○大型クレーンは、待機姿勢の場合では震度6弱程度でも転倒しないことを計算で確認済。

○なお、東日本大震災並みの大地震では、クレーン等が転倒、破損するリスクがある。この場合でも、原子力の安全機能は2つ以上の設備や機能を備えており、クレーン等の転倒、破損によって全ての安全機能が失われることのないよう、クレーン等の配置・使用を配慮している。

（5月11日関電資料 「クレーン倒壊事故を踏まえた改善について」6頁より 下線は引用者）

- (5) 下記の基準内容については認める。

許可基準規則及び技術基準規則は、「地震…による影響…を考慮した上で…保管すること」を要求している↓

設置許可基準規則43条3項5号（または、技術基準規則54条3項5号）が「可搬型重大事故対処設備」に要求するもの

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること」（下線は引用者）

関電は審査で、規則43条3項5号、技術基準54条3項5号の要求を受けて、「地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定する」と表明している↓

地震に対しては、被害要因として、周辺建造物の倒壊、周辺タンクの損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不当沈下、地盤支持力の不足及び地下建造物の損壊の各項目を想定し、これらの地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定するとともに、当該配備場所の複数個所に分散配置する。（下線は引用者）

（2014. 3. 13. 資料 1-3. 「高浜 3 号炉及び 4 号炉重大事故等対処設備の技術基準適合方針」Ⅱ-18 頁）

（6）規制庁としては、地震によるクレーン倒壊については審査していない。

（7）高浜 3・4 号の審査・許可時（許可は 2015 年 2 月）とは、大型クレーンの工事等で状況は変わっている。

（8）しかし、クレーンは常設設備・建造物ではなく一時的な設備なので、基準や審査とは関係がない。[交渉後、「審査が常設のものに限り、一時的なものは必要ないこと」を示す文書を明らかにするよう規制庁に追加質問しましたが、審査の基準は「設置許可基準規則 43 条 3 項に示されております」と、基準の内容を答えるだけでした（6 月 23 日付文書回答）。つまり、基準には「常設設備に限る」とは書かれていないことを事実上認めたこととなります。]

（9）クレーン倒壊については重要な問題なので、関電に報告をやらせた。

（市民）風の影響について報告を求めたのなら、地震についても同じ姿勢で報告をもとめることになるのではないか

<市民側>

風でなしに地震で倒れるかもしれない、影響が及ぶかもしれない問題については、関西電力がきちんと評価をして対応すべきだとおっしゃったということでいいですか。

<原子力規制庁：坂本氏>

はい。それはまちがいないですね。規制側として、審査では見ていないということですので、その要件を欠いて彼らが仮設クレーンをもってきたのであれば、クレーンは倒れないようにする、もしくは倒れるのであれば、倒れた時の評価をして、それで影響がないことは確認してもらわないと、いま言われたように審査をずっと、もってきたときにやらないといけないという話になってしまう。裁量権を事業者に与えているわけですから、事業者のほうがかちっと影響評価をして自分たちできちっと守るとしてもらわないと。

(10) 自治体から説明会出席を求められれば、適切に対応する。

このように、高浜 3・4 号機の安全上重要な設備のいくつかについて、設置変更許可時（2015 年 2 月 12 日）には想定していなかったリスクが、クレーン倒壊事故によって明らかになったわけです。再稼働どころではありません。

交渉で規制庁は、「関電は、地震でクレーン倒壊した場合の電源車等可搬型重大対処設備の評価を実施すべき」と述べました。評価を実施し、説明すべきです。再稼働を中止し、国は審査をやり直さなければなりません。

### 要 請 事 項

1. 地震によるクレーン倒壊の評価も含めて、京都府 7 市町の高浜発電所に係る地域協議会に対して直接説明するよう、関電と国に求めてください。そして、京都府に対し関電と国の住民への説明会を求めて欲しいと要請してください。
2. 京都府地域協議会が求めたように、地震によるクレーン倒壊は重要な問題です。関電に地震によるクレーン倒壊の評価を実施させ、その結果を国が審査するよう、関電と国に求めてください。
3. 高浜 3・4 号機の再稼働と高浜 1・2 号機の寿命延長工事を中止し、審査をやり直すよう、関電と国に求めてください。
4. 大飯 3・4 号機の再稼働に反対を表明してください。

2017 年 7 月 18 日

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／  
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel：075-701-7223 Fax：075-702-1952